

個別労使紛争のあっせんとは



労働者個人と使用者（事業主）との間で起こるさまざまな労働トラブル（個別労使紛争）について、当事者間での解決が困難なときに、当事者からの申請により、労働委員会が話し合いによる解決をお手伝いします。

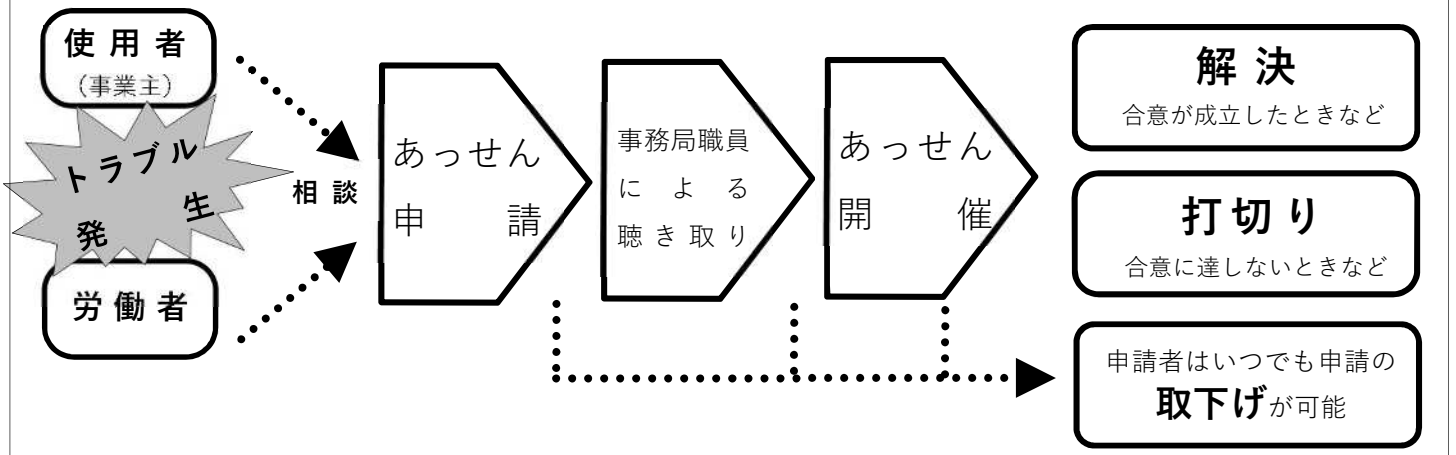
- ・公益委員（弁護士、大学教授など）
- ・労働者委員（労働組合役員など）
- ・使用者委員（会社経営者など）

の三者で構成されるあっせん員が、当事者双方から丁寧に主張等を聴き取り、労働者、使用者のどちらも納得できる解決を目指します。



あっせんのイメージ

あっせん手続のながれ



あっせんは、誰でも申請できますか？

労働者（正社員、パート等、雇用形態は問いません。退職した方も含みます。）や使用者がそれぞれ申請できます。ただし、県外において就労する労働者と県外に所在する事業所の使用者との間の紛争は除きます。

あっせんの対象にならないトラブルはありますか？

“困っている”とか“不満がある”というだけでは、あっせんの対象になりません。相手に訴えても改善されない場合や、当事者同士で話し合いをしても解決できなかった場合に、制度を利用できます。

ただし、労働者の募集・採用に関する事、個人間のトラブルは対象外です。裁判・労働審判等が行われた事案や、労働局のあっせんで解決した事案も、あっせんの対象となりません。



個別労使紛争の あっせんは

労働委員会が、話し合いによる職場のトラブル解決をお手伝いする制度です

あっせんは、いつ、どこで行いますか？ 時間はどのくらいかかりますか？

申請からおおむね1か月以内を目途に、労働者、使用者、あっせん員（3名）の日程を調整して開催します。開催場所は、原則として宮城県庁です。

あっせん1回につき、2～3時間程度の時間がかかります。

あっせんでかならずトラブルは解決するのですか？

あっせんは、労働者と使用者があっせん員を介した話し合いを通じて、歩み寄りによる問題の解決を目指すものですが、双方の主張に隔たりが大きく、歩み寄りができない場合などは解決に至らず、あっせんが終了（打切り）となることがあります。また、相手方があっせんへの参加を拒否した場合も、あっせんを開催できないので終了（打切り）となります。

手続簡単 費用無料 秘密厳守

迅速・公正・丁寧な紛争処理

宮城県労働委員会事務局

022-211-3787

職場の労働トラブルで困っていませんか？

サービス残業，雇止め，パワハラなどの労働トラブルで困ったときは，一人で悩まずに，労働相談窓口にご相談ください。

例えば，こんな経験をしたことはありませんか…？

突然「明日から会社に来なくて良い」と言われた



自分の労働条件を知らされていない



アルバイトのシフトが多く，学業に支障が出ている



労働相談窓口では，このような労働トラブルについての相談を受け付けています。お気軽にご利用ください！

 宮城県労働相談窓口

022-214-1450

(専用ダイヤル)

受付時間 8:30 ~ 17:15
(土日祝，12/29~1/3を除く)



面談での相談をご希望の場合は，下記までお越しください。

宮城県労働委員会事務局
(仙台市青葉区本町三丁目8番1号
県庁17階)



電話で相談

「相談のために県庁まで出かけるのは大変」「相談員と顔を合わせて話すのは緊張する」というときは，電話での相談をご利用ください。

面談で相談

労働相談員が面談します。事前予約は不要ですが，「就業規則」「労働条件通知書」などの関係書類をお持ちいただくと相談がスムーズです。

相談に応じた
制度説明

あっせん
手続へ

他の機関
を紹介